

平成 24 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社フライトシステムコンサルティング
代表者の役職氏名 代表取締役社長 片 山 圭一朗
(コード番号:3753 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 代表取締役副社長 松 本 隆 男
金(こん) 浩 樹
電 話 番 号 03-3440-6100 (代)

デジタルポストと東京リスマチックの資本提携に関するお知らせ

当社の子会社であるデジタルポスト株式会社(以下、「デジタルポスト」)は、本日開催した取締役会にて、デジタル郵便事業の共同事業者である東京リスマチック株式会社(以下、「東京リスマチック」)との間で、関係強化のため資本提携を行うことを決議いたしましたので、その概要に関し下記の通りお知らせいたします。

記

1. 資本提携の理由

平成 23 年 9 月 5 日付当社開示資料「次世代デジタル郵便事業の開始のお知らせ」、平成 23 年 9 月 21 日付当社開示資料「デジタルポスト株式会社の第三者割当増資引受に関するお知らせ」、並びに平成 23 年 11 月 21 日付当社開示資料「子会社の異動(子会社化)に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社の連結子会社であるデジタルポストは、既に、東京リスマチックとデジタル郵便事業を共同で運営しております。

本事業において、東京リスマチックは、データ処理やオンデマンド印刷等に係る技術を提供しておりますが、これらの技術はデジタル郵便事業における重要な機能であり、今後の事業展開に重要な影響を及ぼすインフラ技術であると考えております。

そこで、今後、この役割を担う東京リスマチックの印刷・加工技術を、より有効に幅広く利用するため、株式を相互に保有し、両社の関係をより強固なものいたします。

また、本提携により、両社の得意分野である印刷技術、加工技術と IT 技術が融合されることで、デジタルポストが提供している「LiveCard」「LiveCard DM」の品質が高まり、デジタル郵便事業の一層の成長に資するものと考えております。

2. 資本提携の内容等

(1) 株式の相互保有

東京リスマチックは、デジタル郵便事業の共同運営者として、デジタルポストの株式の 10% を所有していますが、本提携により、デジタルポストが東京リスマチックの株式を取得して更に関係を強化し、デジタルポストが提供するサービスの品質の向上と充実を追求して、競合する他社のサービスとの差別化を図ります。株式の取得価額等は以下のとおりです。

- ①取得する株式の数：240,000 株
- ②発行済株式総数に対する割合：2.40% (平成 23 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数で算出)
- ③取得価額：100,800,000 円 (1 株につき 420 円)
- ④取得方法：当社の支配株主である O a k キャピタル株式会社(以下、「O a k キャピタル」)が所有する株式の一部を取得
- ⑤取得原資：平成 24 年 3 月 14 日付当社開示資料「第三者割当による新株式発行及び第 8 回新株予約権発行に関する資金使途変更のお知らせ」でお知らせしたデジタル郵便事業向け資金を充当

なお、取得する株式の数及び取得方法につきましては、東京リスマチックと協議し、現状の株主構成及び当株式の流動性等を考慮した結果、上記の通り合意いたしました。

また、取得価額を算出する株価につきましては、公正性及び透明性を考慮し、決議日前 1 ヶ月間の平均株価を適用することで合意しております。

(2) デジタル郵便事業における印刷・加工技術の共同開発

両社の得意分野である印刷技術、加工技術と IT 技術の融合により、デジタル郵便事業の重要な機能であるデータ処理やオンデマンド印刷等に係る技術を共同で開発してまいります。

3. デジタルポストの概要（平成 24 年 3 月 31 日現在）

(1) 名 称	デジタルポスト株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 緒方 健介
(4) 事 業 内 容	デジタル郵便事業の企画及び運営
(5) 資 本 金	25 百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成 23 年 9 月 9 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社フライトシステムコンサルティング 40% O a k キャピタル株式会社 30% 株式会社日立システムズ 10% 株式会社ソフトフロント 10% 東京リスマチック株式会社 10%

4. 資本提携の相手先の概要（平成 23 年 12 月 31 日現在）

(1)	名	称	東京リスマチック株式会社			
(2)	所	在	地	東京都荒川区東日暮里 6 丁目 41 番 8 号		
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 鈴木 隆一				
(4)	事	業	内	容	印刷関連事業、デジタル映像の技術開発及びコンテンツの企画制作等	
(5)	資	本	金	1,279 百万円		
(6)	設	立	年	月	日	昭和 47 年 11 月 30 日
(7)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社TKO 47.97% 東京リスマチック従業員持株会 10.38% Oakキャピタル株式会社 5.75%				
(8)	上場会社と当該会社との関係					
	資	本	関	係	当社の主要株主であるOakキャピタル株式会社は、当該会社の株式の 5.75%を所有しております。また、当該会社は、デジタルポストの株式の 10%を所有しております。	
	人	的	関	係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取	引	関	係	デジタルポストは、デジタル郵便事業におけるオンデマンド印刷等の業務を当該会社に委託しております。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。				
(9)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態					
	決算期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期		
	連 結 純 資 産	7,549 百万円	7,821 百万円	7,709 百万円		
	連 結 総 資 産	19,336 百万円	17,018 百万円	17,414 百万円		
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産	814.23 円	782.54 円	771.66 円		
	連 結 売 上 高	14,981 百万円	16,230 百万円	17,001 百万円		

連 結 営 業 利 益	△294 百万円	310 百万円	365 百万円
連 結 経 常 利 益	△237 百万円	386 百万円	390 百万円
連 結 当 期 純 利 益	△461 百万円	172 百万円	124 百万円
1 株当たり連結当期純利益	△50.01 円	17.53 円	12.45 円
1 株 当 たり 配 当 金	24.00 円	24.00 円	24.00 円

5. 日程

株券引渡期日 平成 24 年 5 月 8 日（予定）

6. 今後の見通し

本件が今後の連結業績に与える影響につきましては、集計でき次第、お知らせいたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

本資本提携による株式取得取引は、当社子会社と当社支配株主との取引ではありますが、東京証券取引所が定める支配株主との重要な取引等には該当しません。しかしながら、当社が平成 24 年 2 月 14 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況について、本日開催の当社取締役会において、本資本提携の内容及び公正性について十分に審議し、本取引が一般の取引条件と同様の条件となっていることを確認し、本取引が「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合していると判断いたしました。

公正性を担保するための措置といたしましては、取得価格の決定に際し、当株式の流動性に鑑み、決議日直前の株価のほか、決議日前の 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の平均株価を参照し、一時的な株価変動の回避の必要性や各株価からの乖離率の相当性等を総合的に勘案し、決議日前 1 ヶ月間の平均株価を取得価格として決定していることを確認しております。

また、利益相反を回避するための措置といたしましては、当社の取締役のうちデジタルポストの代表取締役を兼任している片山圭一郎は、資本提携に係る当社の決議に参加しておりません。

当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する第三者からの意見といたしましては、平成 24 年 4 月 27 日に支配株主と利害関係のない当社社外監査役 3 名（笠間龍雄、大島やよい、千野隆）から、本資本提携はデジタルポストの今後の事業展開上の妥当性があり、同社及び当社の企業価値向上に資すること、並びに本資本提携における手続き等に問題が認められないことから、当該取引は当社の少数株主の利益を害する取引にはあたらないと判断される旨の意見を得ております。

また、当社が昨年 3 月に行った増資により O a k キャピタルから調達した資金の一部が、デジタルポストによる東京リスマチックの株式取得代金に充当されていますが、当社社外監査役 3 名から、増資資金の還流にはあたらないと判断される旨の意見を得ております。その根拠は、増資時の資金使途予定から使途を変更する際の開示等適切な手続きにて当社からデジタルポストに資金が提供されていること、株式取得が東京リスマチックとの関係強化を目的としていること、取得後は代金に見合った東京リスマチックの株式が保有されること、流動性や株主構成を考慮した取得方法の決定をしていること等、適正な手続きと条件での株式取得であるため、不当な資金の還流を目的としたものではないとの判断であります。なお、資金の還流にあたらないということに関しましては、宮崎法律事務所の弁護士宮崎好廣氏からも同様の意見を得ております。

以 上